



高病原性鳥インフルエンザに係る 緊急消毒について

全国的に高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっていることから、千葉県告示第506号の2により、県内一斉に緊急消毒を発令します。(別添通知のとおり)

1 実施の目的

緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生予防

2 実施する区域

県内全域の鶏飼養農場(100羽以上)、その他家きん飼養農場

※農場: 卵、鶏等の畜産物を出荷している所(ペット等は含みません)

※家きん: 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

3 実施の期日

令和4年10月31日から令和5年3月31日まで

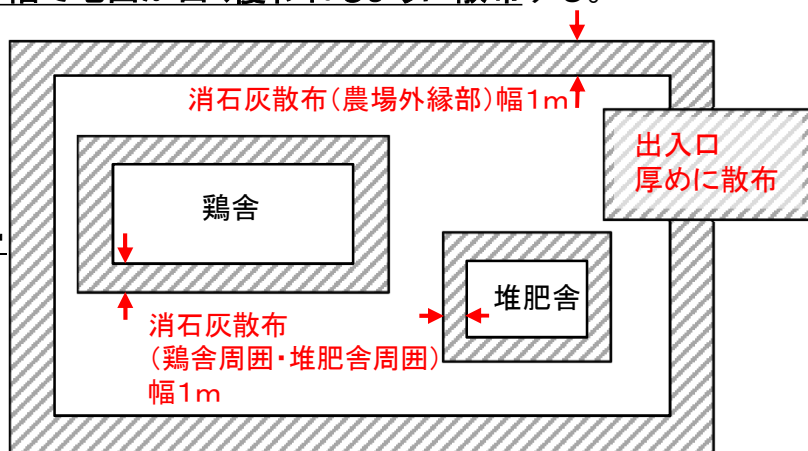
4 消毒方法

農場における消毒薬その他家畜保健衛生所長がこれと同等と認めるものの散布

今回の緊急消毒に際し、千葉県からは逆性石けん製剤をお配りする予定です。後日、配布希望の有無を照会しますので、希望がある場合はお知らせください。動物用医薬品取扱い業者より、農場に直送いたします。なお勝手ながら、配布本数は飼養規模に応じ県で決めさせていただきますので、その旨ご了解ください。

農場消毒のために消石灰を散布する場合は

- ・ 鶏舎周囲と農場外縁部は、1m以上の幅で地面が白く覆われるように散布する。
- ・ 特に敷地出入口、鶏舎出入口は厚めに散布する。
- ・ 散布の目安は1m幅の場合、1袋で約30m。
- ・ 散布後、ホウキ等で均一に広げる。
- ・ 消石灰は強アルカリ性のため、マスク・手袋を着用して散布する。
- ・ 繰り返し雨や水に濡れると消毒効果がなくなるため、定期的に散布する。



東部家畜保健衛生所

Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください